

公益社団法人日本全職業調理士協会称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、称号の授与に関し、公益社団法人日本全職業調理士協会（以下「本会」という。）の定款第4条第1項第6号の規定に定める事業として、必要事項について定めるものとする。

(称号の種類)

第2条 称号の名称は、次の2種類とする。

- (1) 錬匠（れんしょう）
- (2) 範匠（はんしょう）

(称号授与の資格)

第3条 称号は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 錬匠は、熟練した技能の高い調理師。
- (2) 範匠は、熟練した技能の高い調理師であり、後進の指導に尽力し、他の調理師の模範となる調理師。

(推薦及び称号授与の手続き)

第4条 本会の会員である支部長は、前条各号の一に該当すると認められる者がいるときは、本会の会長に推薦するものとする。

- 2 本会は、会長に前項の推薦があったときは、執行理事会議の議を経て、理事会に提案し、議決を得て称号を授与する。
- 3 前項のほか、本会は、会長が前条各号の一に該当すると認められる者がいるときは、執行理事会議の議を経て、理事会に提案し、議決を得て称号を授与することができる。

(称号証書の交付)

第5条 本会は、称号を授与するときは、別記様式第一号又は別記様式第二号による証書を交付する。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

（第3条第1号の規定により授与する錬匠証書の様式）（文字は縦書きとする。）

	錬第	号
證		
錬 匠		殿
貴殿に頭書の称号を授与する		
平成	年	月 日
内閣府認定 公益社団法人日本全職業調理士協会		
		印

別記様式第2号（第5条関係）

（第3条第2号の規定により授与する範匠証書の様式）（文字は縦書きとする。）

	範第	号
證		
範 匠		殿
貴殿に頭書の称号を授与する		
平成	年	月 日
内閣府認定 公益社団法人日本全職業調理士協会		
		印